

県内の指定医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
セント・ルカ産婦人科	大分市東大道 1丁目4番5号	097 547-1234
大分大学医学部附属病院	由布市挾間町 医大ヶ丘1丁目1番地	097 549-4411
大川産婦人科・高砂	大分市高砂町1番5号	097 532-1135

※他の都道府県知事等が指定した医療機関についても、知事が指定した医療機関とみなします。ご不明な点はお問い合わせください。

申請窓口・お問い合わせ先

お住まいの市町村を管轄する保健所・保健部で、申請の相談・受付を行っています。

【受付】月～金曜日8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日除く）

お住まいの市町村	窓口の名称	所在地	電話番号
別府市 杵築市 日出町	東部保健所	別府市 鶴見下田井14-1	0977 67-2511
国東市 姫島村	国東保健部	国東市 国東町安国寺786-1	0978 72-1127
臼杵市 津久見市	中部保健所	臼杵市 臼杵洲崎72-34	0972 62-9171
由布市	由布保健部	由布市 庄内町柿原337-2	097 582-0660
佐伯市	南部保健所	佐伯市 向島1-4-1	0972 22-0562
竹田市 豊後大野市	豊肥保健所	豊後大野市 三重町市場934-2	0974 22-0162
日田市 九重町 玖珠町	西部保健所	日田市 田島2-2-5	0973 23-3133
中津市 宇佐市	北部保健所	中津市 中央町1-10-42	0979 22-2210
豊後高田市	豊後高田保健部	豊後高田市 是永町39	0978 22-3165

(令和2年4月1日現在)

※大分市に居住している方は大分市が申請窓口となります。
手続き等が県と異なりますので、直接大分市にお問い合わせください。
(お問合せ先：大分市保健所健康課：097-536-2562)

大分県不妊専門相談センター

“hopeful”のご案内

大分県では、不妊・不育に関する専門相談をお受けしています。

電話相談・Eメール相談

○相談員（不妊カウンセラー等）による一般相談

来所相談（予約制）

- 専任助産師（不妊カウンセラー）による相談
- 生殖医療専門医による専門相談
- 生殖心理カウンセラー（公認心理師、臨床心理士）による専門相談
- 胚培養士による専門相談

※下記対応時間での事前予約（電話やメール）が必要です。

“おいで語ろう会”

同じ悩みを抱える人たちによるグループカウンセリング

※開催日など詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

相談は無料です。

相談は個別に対応しますので、プライバシーは守られます。

【お問い合わせ】

大分大学医学部附属病院内
大分県不妊専門相談センター“hopeful”

住 所：由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地
電 話：097-586-6368（直通）
080-1542-3268（携帯）

メール相談：hopeful@oita-u.ac.jp
相談対応時間：火曜日～土曜日 午前10時～午後4時
ホームページ：http://www.med.oita-u.ac.jp/hopeful/



女性の健康情報アプリ「ルナルナ」内に
「大分県妊活支援特設ページ」を開設中

◇県や市町村の助成金について ◇不妊に関する相談機関について
◇県内の指定医療機関等について

大分県
不妊治療費助成制度
のご案内

大分県では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを生みたい方の希望を実現できる環境づくりを推進するため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要した経費の一部を助成しています。



令和3年2月12日から
助成額・助成対象者を拡充

令和3年1月1日以降に
終了した治療から適用

になります。

その他市町村が実施する助成事業があります。
詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

[事業全般のお問い合わせ先]

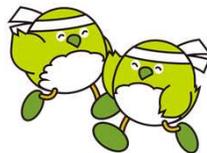
大分県福祉保健部こども未来課
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL：097-506-2718 FAX：097-506-1739
E-mail：a12470@pref.oita.lg.jp

助成の対象となる方

※令和3年1月1日以降に終了した治療にかかる申請に適用
 令和2年12月31日以前に終了した治療にかかる申請については、「令和2年9月作成版リーフレット」をご覧ください。

次の①～④の全てを満たす方

- ① 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること
- ② 治療期間の初日に法律上の婚姻をしている夫婦又は**事実婚関係にある夫婦**であること
- ③ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ④ 申請時に夫婦のどちらかが大分県内（大分市を除く※）に住所があること
- ⑤ 夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満（控除後）であること **※所得要件は撤廃されました**
 ※大分市に住所がある方は大分市の制度で助成を受けることができます。



対象となる治療と助成額

知事が指定した医療機関で行った特定不妊治療（体外受精・顕微授精）のうち、下図で示す範囲が助成対象です。

治療内容	採卵まで		採精（夫）	授精（顕微授精・培養・授精（前培養））	胚移植						妊娠の確認	治療1回あたりの助成上限額 (令和3年1月1日以降に終了した治療に適用)
	薬品投与 (産薬薬注射)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
					胚移植	補充療法 黄体期		薬品投与	胚移植	補充療法 黄体期		
A 新鮮胚移植												30万円 ⇒ 35万円
B 凍結胚移植												39万円 ⇒ 41万円
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植												7万5千円 ⇒ 14万5千円
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												初回30万円 2回目以降15万円 ⇒ 30万円
E 受精できず、または異常授精等により中止												初回30万円 2回目以降15万円 ⇒ 30万円
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												7万5千円 ⇒ 14万5千円

上記採卵を伴う特定不妊治療と併せて実施した男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）にかかる治療1回あたりの助成上限額：初回30万円 ⇒ **30万円**
 2回目以降15万円

注意事項

- ※ B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
- ※ 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成対象となります。
- ※ 入院費や食事代、文書料、凍結した精子、卵子、受精胚の保管料など、治療に直接関係ない費用は含みません。

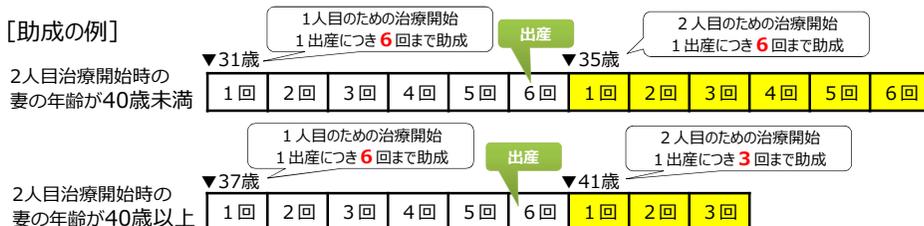
助成回数

「通算1回目の申請」又は「特定不妊治療の助成を受けて出産された方は直近の出産後初めての申請にかかる治療期間初日」における妻の年齢が

40歳未満 → 1出産につき6回まで

**40歳以上
43歳未満 → 1出産につき3回まで**

【助成の例】



※1人目の治療において初めての助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であり、かつ2回目までの治療で出産した場合は、次の子のための治療において初めての助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上であっても、6回までの残りの回数を利用できます。

申請期間

1回の治療ごとに、治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）までに申請してください。
 ※ただし、2月1日～3月31日の間に終了した治療に限り、翌年度5月末日まで申請が可能です。

【経過措置】令和3年1月1日～3月31日の間に終了した治療に限り、令和3年6月末日まで申請が可能です。

※申請期間を過ぎたものは受け付けることができません。
 （末日が土日祝日にかかる場合は、その前日が期限となります。）

申請に必要な書類

- ① 大分県特定不妊治療費等助成金給付申請書★
- ② 受診等証明書★
- ③ 夫婦の住民票の写し（コピー不可）（3ヶ月以内に発行されたもの）
 ※続柄が記載されたもの
 ※同一年度内の2回目以降の申請の際、1回目と内容に変更がなければ不要（事実婚の夫婦は申請時に毎回必要）
 ※個人番号（マイナンバー）の提示により省略可
 （申請時に本人確認のための書類（個人番号カード等）が必要です。）
- ④ 夫婦の戸籍謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）
 ※夫婦別居や事実婚の夫婦は、申請時に毎回必要。
 ※通算1回目の申請及び特定不妊治療による出産後、次の子の妊娠のための治療にかかる申請を行う際は必ず必要
- ⑤ 大分県特定不妊治療費等助成金給付申請に係る同意書★
- ⑥ 治療にかかる領収書の写し（コピー）
- ⑦ 夫婦それぞれの所得額・税額証明書
 ※所得要件は廃止されますが、令和3年3月31日までの間に申請する場合は証明書の提出が必要です。
 ※夫婦それぞれの前年の所得額（1～5月に申請の場合は前々年の所得額）及び所得控除の内容が確認できるもの
 ※同一年度内2回目以降の申請の際は、先に提出したものと同一の証明書となる場合のみ提出の省略可
 ※個人番号（マイナンバー）の提示により省略可
 （申請時に本人確認のための書類（個人番号カード等）が必要です。）
- ⑧ 振込口座の確認できるもの（通帳の写し等）
- ⑨ その他、場合により必要となる書類
 精巣内精子回収術実施証明書★、県外居住についての申立書★
 大分市居住についての申立書★、事実婚関係に関する申立書★
 請求書★、委任状★ など

※受診等証明書や住民票、戸籍謄本等の発行にかかる費用は助成対象となりません。
 ※★のついた書類は大分県のホームページから入手できます。
 また、裏面記載の申請窓口でも交付しています。

